

第 27 回労供労組協総会議案書

日時：2010 年 3 月 12 日（金）、午後 4 時より

場所：タブレット根岸 5F 会議室

もくじ

はじめに	2
Ⅰ. 2009 年度経過報告	2
Ⅱ. 2010 年度活動方針	11
資料	
1. 労働者供給事業関連労働組合協議会運営規定	12
2. 労供労組協名簿	13
3. 労働者供給事業許可組合・許可番号等リスト	14
4. 機関紙「ろうきょう」第 49 号	18
5. ろうきょう通信 No.33～No.38	20
6. 間接雇用(非直用)労働者の保護について(秋の学習会)	35
7. 労働者供給事業の歩みと課題・展望(第 118 回社会政策学会)	46
8. 労働者供給事業の歩みと課題・展望(同上、要約版)	60
9. 労働者供給事業の歩みと課題・展望 (「労働法律旬報」1702 号、1704 号)	66
10. 派遣も労供もできるのは労働組合だけ (「賃金と社会保障」1497 号)	86
11. 厚生労働省要請書	92
12. 労働者性概念図	93
13. 労働者派遣事業適正運営協力員会議資料	94
14. 労働者派遣事業適正運営協力員名簿	100
15. 第 31 回しごと情報ネット運営協議会資料	102
16. 第 22 回トラブルホットライン報告	104

議事次第

1. 開会
2. 副議長挨拶
3. 議事
 - 第 1 議題 2009 年度経過と 2010 年度活動方針提案
 - 第 2 議題 2009 年度決算報告と会計監査
2010 年度予算提案
4. 役員選出
 - 2010 年度役員選出
5. 閉会

はじめに

昨年 8 月の総選挙で民主党が圧勝し、自公政権にかわって民主、社民、国民新党による連立政権が誕生しました。労働者派遣法改正案が国会に提出されようとしています。労働政策審議会の答申は、登録型派遣や製造業派遣の原則禁止、日雇派遣の原則禁止、違法派遣を行った場合の直接雇用の促進など、麻生内閣が提出した平成 20 年案よりは前進した面があります。しかし、施行期日が公布から 3 年であり、暫定でさらに 2 年猶予があること、常用労働者の定義が明確でないこと、知らずに違法行為をしていたといい逃れさえすれば直接雇用の義務は生じないことなど多くの問題点があります。

雇用保険法の改正案も国会に提出されようとしています。雇用保険の適用対象者を「6 ヶ月以上雇用見込み」から「31 日以上雇用見込み」に拡大するものですが、一方で私たちが主張してきた日雇雇用保険の受給資格の軽減要求（2 ヶ月 26 日を 20 日に）には応えていません。

昨年は、社会政策学会で労働者供給事業について発表をおこない、雑誌にも掲載することができました。また、昨年 8 月には國學院大学の協力で「労供事業研究会」が発足しました。連合も労働者供給事業の促進を掲げました。しかし、まだまだ労働者供給事業が社会的に認知される状況ではありません。今年も、労働者供給事業を社会的にアピールしていく年にしなければなりません。2012 年は国連の「国際協同組合同年」です。労働者を主体とする事業体が、連帯による社会経済をつくる「新しい公共」の担い手としても活動できるようにしていきます。

I. 2009 年度経過報告

1. 主な活動課題

(1) 労供労働者の権利の維持・拡大

- ① 労働者派遣法に反対し、労働者供給事業法の制定を求める。
- ② 労働局統廃合に反対するなど、職安行政の動向に対応し、厚生労働省や東京労働局などへの要請を行う。
- ③ 労働者性の追求と雇用関係の拡大
 - a. 労働基準法の適用対象（労働者概念）の拡大
 - b. 労働契約法の適用拡大（推定規定の導入）

昨年の総会直後の 3 月 19 日、伊藤彰信議長をはじめ 4 名が厚生労働省職業安定局需給調整事業課の鈴木英二郎課長と懇談しました。

懇談に先立って昨年の総会で決議した「日雇雇用保険受給資格の緊急緩和措置を求める決議」を渡してあったため、厚生労働省側は鈴木課長以外に雇用保険課の松岡宗寛適用係ら 3 名も参加されました。

さらに、10 月 7 日にも懇談し、今年の 2 月 12 日には日雇い雇用保険受給資格の緊急緩和措置や労働者供給事業者による労働者供給事業報告の集計結果の公表などを要請しました。

また、12 月 24 日には日雇雇用保険受給資格の緊急緩和措置について民主党議員とも懇談し、近々、民主党へも要請を行う予定にしています。

(2) 「供給・派遣」などによる労働者事業体の強化・発展

- ①企業組合スタッフフォーラムの供給・派遣を拡大する。
- ②「供給・派遣」や「供給・請負」などによる労働者事業体づくりを拡大する。
- ③しごと情報ネットの活用をはかる。
- ④パソコン教室の活用など職業教育をおこなう。
- ⑤違法な派遣、請負を摘発し、労働条件や法令順守などにおける「供給・派遣」や「供給・請負」の優位性を示す。

【スタッフフォーラム】

企業組合スタッフフォーラムの第10期（2008年11月～2009年10月）は、一昨年
の世界的な金融危機による景気の後退により、上半期の中心となる予定だった製造・倉
庫業への派遣が4分の1にまで落ち込み、事業計画の見直しをする事態にまで至り、
売上も事業計画の1億9,200万円には及ばず、1億1,400万円でした。そのため、経
営責任者の役員報酬を支払うことができませんでした。

また、活発な営業活動により派遣先企業を開拓するものの、開拓先企業の労働組合
アレルギーにより直前に破断になるケースも相次ぎ、このことも事業計画上の売上を
達成できなかった原因の一つとなっています。

そういった中でも、スタッフフォーラム独自の「正社員登用予定派遣」（無料の紹介
予定派遣）により自動車整備士など自動車ディーラー関連等への派遣を確保したことで
製造・倉庫業の落ち込みの一部をカバーすることができました。

この正社員登用予定派遣は派遣先企業及び就業者双方から評価されており、スタッフフ
ォーラムでは世情に合った派遣として、今後もこの正社員登用予定派遣を進めていくこと
にしています。

スタッフフォーラムにおける課題は開拓したにも関わらず、破談になってしまうケース
をなくすことと、組合員の意識の向上があります。

就業者は供給元労働組合の組合員になるとともに企業組合の組合員にもなってもら
う必要（組合員比率：企業組合においては従業員（事業に従事する者）全体における組合
員の比率が3分の1以上である事が必要）があるため、組合員としての認識を持ってもら
う必要があります。

ところが、スタッフフォーラムの場合は多くのケースが仕事ありきで、どうしても組合
員としての意識が薄くなってしまいます。対策として、今後、供給・派遣の仕組みや組合
に関する記事を載せたスタッフフォーラムニュースを発行することにしています。

【全港湾】

全港湾の労働者供給事業

全港湾では全港湾中央本部が取得した労働者供給事業許可下での事業と、全港湾の
支部が独自で取得した労働者供給事業許可下での事業とで労働者供給事業をおこなっ
ています。中央本部と支部を合わせて、供給先企業が75社、供給対象組合員が月平均
642人（常時供給組合員421人、臨時供給組合員221人）となっています。

全港湾中央本部労働者供給事業

全港湾中央本部の労働者供給事業は、許可を取得し、労働者供給事業を開始してから5年を迎えようとしています。今年中央本部として初の事業許可の更新となります。現在、11支部13事業所で事業をおこなっていますが、4月からは東北地方宮古支部が労供事業を開始する予定になっています。供給職種は、港湾荷役、船内荷役、沿岸荷役、倉庫荷役、整備工場内作業、構内作業、自動車運転手、事務、看護師、家政婦（夫）（家事補助、介護）の10職種で供給先企業は43社となっています。供給対象組合員は月平均506人（常時供給組合員376人、臨時供給組合員130人）。年間の需要延人員は昨年度実績で35,113人、供給延人員も35,113人でした。今年度の供給延人員は、景気悪化の影響を受け、大幅に減少する見込みです。

地方・支部	職種	供給先	月平均供給対象組合員数
東北地方小名浜支部	港湾荷役、倉庫荷役 自動車運転	2社	10名（常時 0、臨時 10）
日本海地方新潟支部	港湾荷役、倉庫荷役 工場内作業、事務 自動車運転	7社	52名（常時 52、臨時 0）
日本海地方伏木支部	船内荷役、沿岸荷役 倉庫荷役、自動車運転	8社	15名（常時 15、臨時 0）
日本海地方敦賀支部	港湾荷役、倉庫荷役	1社	92名（常時 23、臨時 69）
日本海地方七尾支部	港湾荷役	2社	34名（常時 3、臨時 31）
日本海地方直江津支部	港湾荷役、倉庫荷役	1社	17名（常時 0、臨時 17）
関東地方横浜支部	自動車運転、倉庫荷役 構内作業、事務	7社	15名（常時 15、臨時 0）
関東地方東京支部	自動車運転、構内作業	5社	46名（常時 46、臨時 0）
関東地方介護・家政職支部	家政婦（夫）、看護師	1社+個人	100名（常時 99、臨時 1）
〃 甲府事業所	〃	〃	31名（常時 31、臨時 0）
〃 金沢むつみ会	〃	〃	29名（常時 29、臨時 2）
四国地方香川県支部	船内荷役、沿岸荷役 倉庫荷役、構内作業	3社	32名（常時 32、臨時 0）
九州地方鹿児島支部	船内荷役、沿岸荷役 倉庫荷役	6社	33名（常時 33、臨時 0）

（2010年3月現在）

全港湾支部独自労働者供給事業

中央本部取得の労働者供給事業の許可とは別に、舞鶴支部、名古屋支部、大阪支部、阪神支部、長崎県支部、古仁屋支部の6支部が、労働者供給事業の許可を支部で取得して事業をおこなっています。

支部	職種	供給先	月平均供給対象組合員数
日本海地方舞鶴支部	港湾運送	3社	27名（常時 4、臨時 23）

東海地方名古屋支部	運送、港運	1社	1名（常時 0、臨時 1）
関西地方大阪支部	船内荷役、自動車運転士 誘導員、運搬・倉庫作業	10社	30名（常時 30、臨時 0）
関西地方阪神支部	海コン	10社	13名（常時 0、臨時 13）
九州地方長崎県支部	港湾荷役、船内沿岸、倉庫	6社	60名（常時 8、臨時 52）
九州地方古仁屋支部	港湾荷役	2社	5名（常時 3、臨時 2）

（2010年3月現在）

【電算労、コンピュータユニオン】

電算労、コンピュータ・ユニオンでは労供の許可を1983年12月に取得し、翌年1984年から労供事業を開始しています。2001年4月からは企業組合コンピュータユニオンで一般労働者派遣事業の許可を得て供給・派遣を始めました。現在、約半数の組合員がこの仕組のもとで社会・労働保険の適用を受けています。しかし、残りの半数は個人事業主として、個人契約で就労しており、国民健康保険、国民年金になっています。

また、供給・派遣の仕組みに置いて、企業組合コンピュータユニオンではなく、従来の取引先が派遣事業体となる直供給が増えてきています。

コンピュータ・ユニオンの労供事業でも一昨年からの大不況により、昨年には最低稼働率60%を記録しました。バブル崩壊後の最低稼働率が74%（2003年5月と同年10月）でしたから、最低稼働率を更新し、しかも、過去の最低稼働率よりさらに14%も下げています。現在でも稼働率は60%代のままで、高齢者やスキルや業務知識が特化していない組合員が仕事に就きにくい状態が続いています。

このような状況の中でコンピュータ・ユニオンでは「生涯を通して組合で仕事に就く」ことを目的に、請負による仕事も進めており、新たな事業計画なども策定しています。

【労供労連】

労供労連としての労供事業は、首都圏、関西圏で約4,000人が清掃、生コン、タクシー、一般トラック関係の運転と清掃の作業員として働いています。その中で、東京を除いて全国的に生コン業種に特化している状況は変わっていません。従って、数年来の建築不況と原油価格の高止まりの悪影響に加えて、鳩山連立政権の「コンクリートから人へ」という政策転換のあおりを受けて益々厳しい就労状況に落ち込んでいます。

東京では、印紙枚数の確保を清掃関係への就労で何とか凌いでいるのですが、他の地本では確保できない組合員が激増するのに反比例して組合員の減少という厳しい事態に落ち込んでいます。タクシー関係は、東京の新運転組合員が殆どで400名を切る状況になっていますが、運賃値上げの悪影響に加えて一昨年来の急激な経済悪化による客離れが激しく、昨年比20%近い営収減と実車率が40%を下回るという文字通り未曾有の事態に落ち込んでいます。この状況は、昨年の規制強化、減車を法的に強化する緊急対策が成立して移行も、結局のところ全体的なデフレ不況の悪影響を克服すること無しには回復は望めないというところに追い込まれています。

そうした中で、東京では、清掃関係の就労、とりわけ資源車と作業員の組合員増が著

しく、今ではトラック供給の80%から90%に上っています。今年に入ってからの特徴は、清掃業界が経営してきた派遣会社の解散、休止が相次ぎ、そこで働いていた派遣労働者を労供労連へ受け入れてもらうよう業界から要請があり、作業員の組合員が更に増えるという事態となっています。しかし、清掃業界との賃金労働条件交渉は、ここ数年来厳しい対立が続いています。とりわけ資源車賃金と局収賃金のアンバランスや早出超勤などの労働時間管理と作業員増員と賃金などの諸問題は未解決のまま持ち越されています。

また、一般トラックについては、90年代のバブル崩壊以降は、われわれの相対的に高い賃金労働条件に対応できる中小企業が殆どなくなった結果、今では供給先のわずか数%に留まり、倒産が相次ぐこんな経済状況の中では今後も展望はありません。

その意味で過去数年来議論されてきた生コン就労以外の職種拡大への挑戦のための「供給・派遣」の取組みの真価が問われています。東京地本の（有）タブレットに続いて関西地本が供給派遣の事業体「ニューロード」を立ち上げて事業を開始していますが、苦戦を強いられています。

今回の派遣法改正によって日雇い派遣や製造業への派遣が原則禁止となり登録型派遣も専門職26業種以外は禁止になるとはいえ、残念ながら派遣労働者の無権利、低賃金、不安定雇用という基本的な問題が解消されるには程遠いといわざるを得ない中で、日々雇用を原則とした労供事業に50年以上取り組んできたわれわれの労供事業の政策制度確立への取組み強化が求められています。

労働組合の労供事業は、法的に未完成であり様々な問題を抱えながらも労働者本位の制度として多くの日雇労働者の生活と労働を守り育ててきた価値を今こそ社会的に訴え、低賃金と不安定で無権利状態に置かれている非正規、派遣労働者の組織化の武器として労働組合の労供事業の制度確立が急務だと言うことで取り組んで行きたいと考えます。

【音楽ユニオン】

日本音楽家ユニオンでは、全国本部・各地方本部（北海道、東北、関東、中部、関西、中四国、九州）で供給事業を行っています。内容はクラシックからジャズ・ポピュラーまで多岐にわたっています。

しかし、音楽業界の現状は以下の通り非常に厳しく、依頼も減少が続いています。

<レコード産業>

2009年は、オーディオレコード（主にCD）数量2億4,800万枚、金額2,961億円、前年より7%、11%減少しました。音楽ビデオ（主にDVDビデオ）は順調に増加しています。有料音楽配信は905億円となり、統計開始の2005年に比べて2.6倍の規模へと成長しています。モバイルの優位は変わりませんが、インターネットダウンロードの伸びが著しく、金額で対前年152%となりました。デジタルでの音楽制作が主流となる反面、音楽家の演奏機会が急激に減少しています。（数字はレコード協会による）

<フリー分野>

契約問題、出演料未払事件を始めとし、非常勤講師の契約解除などフリーランスの音楽家（＝非正規雇用）にとって厳しい状況が続いています。

<オーケストラ分野>

正規雇用の形態で運用されているオーケストラでも、税収減による地方公共団体からの支援の減少に歯止めはかからず、金融危機から民間支援も打ち切られる例が出ています。スポンサーの支援打ち切りも、影響を与え始めています。

現在の音楽業界は、需要の少ない市場へ過剰に音楽家を供給しています。多くの音楽事務所が価格破壊につながるような低価格の演奏料で音楽家の派遣を行っており、金額より演奏の場を求める音楽家はその流れを助長しています。

このような状況の中、演奏の形態別の基準演奏料（ミニマム・スケール）を確立し、諸条件の改善を押し進めていくとともに、音楽家の地位向上と契約関係の確立、著作権隣接権における権利の拡充（私的録音・録画保証金制度の見直しと存続など）にむけての活動が、音楽ユニオンに求められています。

【全日建運輸】

全日建連帯労組は近畿地方本部、関東支部で労供事業許可を取得し、供給事業を行っています。現在静岡県で静岡県セメント生コン支部が新たに申請し、許可が取れ次第供給事業に取り組み予定です。

関東支部における供給職種は自動車運転手及び自動車整備士で、現在の供給先企業は6社（生コン3社、セメント輸送2社、スタッフフォーラム）となっています。

2009年供給実績は、供給延べ人員1,576名（スタッフフォーラム除く／2009年1月～12月）、供給対象組合員は月平均18名（常時供給組合員12名、臨時供給組合員6名）です。

これまで細々と供給事業を行ってきましたが、2008年7月より供給先が増え、臨時供給を含め供給実績が増え始めています。

今後も生コン、セメント輸送での労供事業拡大に務めていきます。

また、今後全日建としては新潟、愛知で新たに供給事業を開始する準備を始めています。

【しごと情報ネットの活用】

厚生労働省が運営する「しごと情報ネット」では2003年の7月から供給先・派遣先の仕事情報の提供を開始しています。

労供労組協では一般参加機関としてコンピュータ・ユニオン（SE、プログラマー）やスタッフフォーラム（OAスタッフ）の案件情報を中心に供給先の仕事情報の提供を行っていましたが、不景気により案件情報が減ったこと、一方で応募者は増えていることから、現在は休止しています。

(3) 労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。

一昨年三重一般労働組合（ユニオンみえ）と奈良ユニオンの加盟に引き続き、昨年の3月23日には全国自動車交通労働組合連合会（全自交労連、組合員3万5千人）が新たに加盟しました。

全自交労連では6箇所では労供事業を行っており約500名の組合員を供給しています。

全自交労連の加盟で全国の労供事業所79事業所の内、44事業所が労供労組協加盟となりました。

今後も、全国の労供組合（資料3.労働者供給事業許可組合・許可番号等リスト参照）にろうきょう通信を送るなどして、参加の呼びかけを行なっていきます。

2.他団体、行政との協力

(1) NPO 派遣労働ネットワーク、「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議や他の非正規労働者に関する運動体などと連携を強化して運動を進める。

NPO 派遣労働ネットワーク (<http://haken-net.or.jp/>) では派遣スタッフの権利向上のために、さまざまな活動を行っています。

昨年6月27日(土)、28日(日)の2日間に第22回派遣トラブルホットライン(資料16参照)が開催されました。

今回のホットラインの特徴・ポイントは以下の通りです。

- ①相も変わらぬ契約中途解除・「細切れ契約」
- ②横行する違法派遣・偽装直接雇用
- ③「契約」と「実態」の大きな乖離

また、昨年5月に「派遣法改正で雇用を守る」を出版(旬報社)し、派遣労働者が人らしく生き、働けるための改正案として下記を上げています。

- ①派遣先の「みなし雇用責任」の規定
- ②登録型派遣の原則禁止と労働者の雇用安定確保
- ③労働者派遣契約に対する規制
- ④差別の禁止と均等待遇確保
- ⑤その他の規制の見直し

「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議 (<http://associated-work.jp/>) では各地の議会に向けて、「協同労働の協同組合法」法制化を求める意見書活動を、全国規模で取り組んでおり、現時点で、725の自治体(市町村、都道府県)で意見書が採択されています。

協同組合法については今国会に法案が提出されるようです。協同組合法が成立したら供給・派遣における派遣事業体として利用する可能性があります。

一昨年の9月から準備会として進めてきた労供研究会が昨年8月に正式に発足し、第1回労供研究会が2009年8月20日(木)に開催されました。その後、今年の2月15日までに合わせて5回の研究会が開催されています。

研究会の目的は、「地域外部労働市場機能の再構築と、その促進のために講じる措置を探ること」としています。現在の外部労働としての就労形態である派遣が、雇止めや派遣切り、また、ワーキングプアの温床とも言われる日雇派遣など、問題が山積している中で、外部労働市場において、労使双方が問題なく需要と供給を満たすための就労形態としての労働者供給事業を研究しようというものです。

(2) 行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員、しごと情報ネット運営協議会委員に引き続き参加する。

労供労組協から労働者派遣事業適正運営協力員には太田武二、松本耕三および横山南人の3名の委員、しごと情報ネット運営協議会委員には横山南人、同じくしごと情報ネットサービス検討会に青谷充子を委員として出しています。

さらに、今期は厚生労働省の職業分類の改定に向けた職業分類改訂委員会に横山南人が参加しました。

平成21年度の労働者派遣事業適正運営協力員会議（資料13参照）は昨年6月25日に開催され、平成20年度における労働者派遣事業、職業紹介事業に係る業務取扱状況の報告、平成21年度の労働行政のあらまし、そして一般労働者派遣事業の許可基準の見直しについての話がありました。

許可基準の見直しについては資産要件として基準資産額は1事業所に付き、従来は1,000万円であったのが2,000万円に、事業資金は1事業所に付き、800万円が1,500万円に改められました。

しごと情報ネット（<http://www.job-net.jp/>）運営協議会は昨年3月25日に第30回、9月18日に第31回の協議会が開催され、定例の参加機関に係る認定申請状況、しごと情報ネットの状況（サイトのアクセス数など）やケータイ版マイページの状況などの報告（資料15参照）がありました。また、日雇雇用求人情報掲載についてのシステム改修スケジュールが示され、22年度中に改修および新システムへの移行作業が行われ、23年度から公開される予定になっています。

21年度の職業分類改訂委員会は労働政策研究・研修機構にて昨年5月22日に第1回委員会が開催され、その後、昨年末までに合計10回の委員会が開催されました。現在、職業分類改訂委員会における審議を踏まえて、労働政策研究・研修機構の担当者が研究結果のとりまとめを行っています。

3. 労供事業の深化と豊富化に向けて

(1) 労供事業の事業主性を追究し、労供組合を社会労働保険の適用事業者とするようにする。

労供事業で働く組合員は雇用労働者です。労供労組協では発足当初から労供組合に事業主性を認めるよう厚生労働省に要請をしてきました。その回答として1999年12月の職安法改正で供給・派遣の仕組みの元、擬制的に事業主性を確保し、社会労働保険を適用できるようになりました。

しかし、供給・派遣の派遣部分で派遣法が適用されるため、期間の延長ができなかったりするなど、供給にはない制限があるため、労供組合を社会労働保険の適用事業者となるよう引き続き運動を進めます。

(2) 労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。

企業組合ケアフォーラムではホームページ (<http://www.care-forum.com/>) でヘルパーの一般の業者に比べて高い賃金レベルを公開しています。また、コンピュータ・ユニオンの労供事業宣伝（求人）ページ (<http://www.union-net.or.jp/>) でも、賃金の実態を公開するなど、統一的な労働条件形成にまでは至りませんが、それに向けての足がかりにできればと思います。

4.運営

- ①事務局ニュース「ろうきょう通信」を発行する。
- ②機関紙「ろうきょう」を発行する。
- ③総会を年1回、幹事会を年3回開催し、4役会議は随時開催する。
- ④秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。
- ⑤会費は現状どおりとし、必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。

労供労組協事務局ニュース「ろうきょう通信」を No.33 から No.38 まで発行（資料 5.参照）しました。

機関紙「ろうきょう」については第 49 号のみの発行でした。

2009 秋の学習会は昨年 9 月 27 日（日）、28 日（月）の 2 日間、三浦半島のマホロバマイズ三浦にて「労働者供給事業法制定に向けて」をテーマに開催されました。

今回の学習会は 10 組合、21 人が参加され、関西からは奈良ユニオンと民放労連近畿地方連合会の方々が出席されました。（資料 5-5 参照）

講師は元神戸学院大学法科大学院教授の馬渡淳一郎弁護士で「間接雇用（非正規）労働者の保護について」をテーマに話をいただきました。

その後、國學院大學経済学部の本田一成教授から 1 年間の準備会を経て、今年 8 月に正式に発足した労供研究会の研究内容と今後の研究会の予定について報告いただきました。

今後の具体的な活動として、総会決議で取り上げた日雇雇用保険の受給資格の緩和を実現すべく、政権政党の民主党や厚生労働省に働きかけることを確認して学習会を終えました。

II.2010 年度活動方針

1.主な活動課題

- (1) 労働者の権利の維持・拡大
 - ①労働者派遣法に反対し、労働者供給事業法の制定を求める。
 - ②労働局統廃合に反対するなど、職安行政の動向に対応し、厚生労働省や東京労働局などへの要請を行う。
 - ③労働者性の追求と雇用関係の拡大
 - a.労働基準法の適用対象（労働者概念）の拡大
 - b.労働契約法の適用拡大（推定規定の導入）
- (2)「供給・派遣」などによる労働者事業体の強化・発展
 - ①企業組合スタッフフォーラムの供給・派遣を拡大する。
 - ②「供給・派遣」や「供給・請負」などにおける事業体として労働者協同組合の活用を検討する。
 - ③しごと情報ネットの活用をはかる。
 - ④パソコン教室の活用など職業教育をおこなう。
 - ⑤違法な派遣、請負、労供を摘発し、労働条件や法令順守などにおける「供給・派遣」や「供給・請負」の優位性を示す。
- (3) 労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。
- (4) 労働者派遣法が規制強化される中で、労働組合関係団体に労供事業を働きかける。

2.他団体、行政との協力

- (1) 國學院大学経済学部 労供研究会に参加し、共同で研究を進める。
- (2) 新しい公共である労働者協同組合と連携して運動を進める。
- (3) NPO 派遣労働ネットワークなど、非正規労働者に関する運動体などと連携して運動を進める。
- (4) 行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員、しごと情報ネット運営協議会委員などに引き続き参加する。

3.労供事業の深化と豊富化に向けて

- (1) 労供事業の事業主性を追究し、労供組合を社会労働保険の適用事業者とするようにする。
- (2) 労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。

4.運営

- (1) 事務局ニュース「ろうきょう通信」を発行する。
- (2) 機関紙「ろうきょう」を発行する。
- (3) 総会を年1回、幹事会を年3回開催し、4役会議は随時開催する。
- (4) 秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。
- (5) 会費は現状どおりとし、必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。